

産前産後・育児休業掛金免除者明細書(標準報酬月額)

「標準報酬月額に関する月例報告書」を自主報告している所属所において、育児休業等により掛金免除になる組合員がいるときは、「月例報告書」と合わせて、この掛金免除者明細書も必ず提出してください。

【産前産後休業・育児休業中の組合員の掛金及び負担金の免除対象者】

- ・ 月の途中で産前産後休業・育児休業を取得した時は、その月から掛金・負担金(掛金相当分)が免除になります。
- ・ 月の途中で産前産後休業・育児休業を終了した時は、その月から1ヶ月分の掛金・負担金を徴収します。

注意

- ・ 育児休業については、「開始した月」と「終了する月」が同一の場合、14日以上であれば免除となります。

産前産後・育児休業掛金免除者明細書(標準報酬月額)

経理ごとに産前産後・育児休業掛金免除者の標準報酬月額・掛金額を記入してください。

所属所名	掛金免除期間		短期・保健経理		介護保険(短期経理)		厚生年金保険経理		退職等年金経理		令和 年 月分	摘要
	初月	末月	標準報酬月額	短期・保健掛金	標準報酬月額	介護掛金	標準報酬月額	厚生年金保険料	標準報酬月額	退職等年金掛金		
1	年 月	年 月										
2	年 月	年 月										
3	年 月	年 月										
4	年 月	年 月										
5	年 月	年 月										
6	年 月	年 月										
7	年 月	年 月										
8	年 月	年 月										
9	年 月	年 月										
10	年 月	年 月										
本月の掛金免除者	合計	人										

産前産後・育児休業者に係る掛金免除額等の合計を求め、合計額を「月例報告書」の免除欄に記入してください。(※負担金免除額は、掛金免除額と同額です。)